

平成24年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年4月25日(水)午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番	大野木 奥 治	2番	茅 野 理
3番	根 本 勇	4番	田 口 重 幸
5番	森 正 昭	6番	印 南 宏
7番	三 須 清 一	8番	甲 斐 俊 光
9番	斉 藤 隆	10番	染 谷 智一郎
11番	新 堀 政 夫	12番	阿 曾 敏 夫
13番	渡 辺 陽一郎	14番	渡 邊 光 雄
15番	増 田 忠 夫	17番	須 藤 喜一郎
18番	小 池 良 雄	19番	高 田 勝 禧

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 農地法第4条の規定による許可について
- 報告第5号 「平成24年度我孫子市農業施策に関する建議書」について
- 報告第6号 平成24年度農業委員選挙人名簿の登録について
- 報告第7号 我孫子市農業振興地域整備計画の一部（軽微）変更について

議長 それでは開会いたします。

ただ今から平成 24 年第 4 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 18 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 26 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名人を議長から指名させていただきます。

4 番 田口重幸委員

5 番 森 正昭委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を使命いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは皆様、議案書の目次をご覧いただきたいと思います。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号の「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願い」が 1 件、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定」が 9 件。この二つの議案についてご審議していただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第 1 号の「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について」から報告第 7 号「我孫子市農業振興地域整備計画の一部（軽微）変更について」までの 7 項目までをご報告させていただきます。さらに、平成 24 年 4 月 19 日に T P P 反対に関する要請を東葛ふたば農業協同組合から要請を受けていますので、ご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」を議題とします。

議案について、第 3 部会の新堀部会長より部会での審議結果について報告をお願いします。

新堀政夫部会長（第 3 部会） 皆さん、こんにちは。それでは 3 部会での結果報告を座ってご報告させていただきます。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」ご報告いたします。議案書は 1 ページ、議案資料は 1 ページから 3 ページになります。

申請地は根戸字新堤地先、根戸近隣センターの南側に隣接する畑一筆で、申請面積3,632m²は相続により継承することになったものです。

申請地を確認した結果、農地として適正に耕作されておりましたが、一部手入れがよろしくないところがありましたのでご指摘したところ、早急に是正する確約書を昨日提出していただきましたことをご報告するとともに、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しております。

よって、第3部会では全員一致をもって証明相当であると判断をしました。

議長 それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより採決を行います。議案第1号について証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり証明することにいたしました。

次に議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

なお、整理番号7から9の株式会社めりんだについては会社概要を農政課から説明を受け、全体審議をしていただきたい旨の要望を23日の部会審議の中で受けていますので、整理番号1から6と7から9を分離して審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、それでは整理番号1から6について、第3部会の新堀部会長より部会での審議結果について報告をお願いします。

新堀政夫部会長(第3部会) 議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1から6についてご報告いたします。議案書は2ページから5ページ、議案資料は4ページから8ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。申請の権利内容は新規設定が6件、申請地は下沼田地先の田の他15筆、申請面積は3万5,960m²でございます。賃借料は、整理番号1が10a当たりコシヒカリ1等米80kgで、整理番号2から6が10a当たりコシヒカリ1等米90kgです。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第3部

会では整理番号1から6については全員一致をもって決定相当であるとの判断をいたしました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより採決を行います。議案第2号の整理番号1から6について、決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1から6については原案どおり決定することになりました。

新堀部会長は自席にお戻りください。

新堀政夫部会長(第3部会) はい。

議長 次に、整理番号7から9について先ほど申し上げましたが、農政課の説明を求めています。入室が少し遅れているようですのでしばらくお待ちください。

それでは休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

農政課職員 すみません。農政課のサノと申します。よろしくお願いいたします。

このたび議案で出させていただいています株式会社めりんださんですね、就農に至る経緯とその辺の農業経営に関する法律の関係で、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず農地の賃貸借につきましては、以前は農地所有者イコール農家さんでないとなかなか貸し借りができなかったんですけども、平成21年の12月の農地法の改正によりまして、後継者不足の解消ですとか遊休農地解消の観点から国も農地の賃貸につきましては積極的に推奨しているところでありまして、所有権と耕作を切り離して、一般の法人や小規模の新規参入者でも農地の賃借、貸し付けなどが容易にできるようになりました。それがまず前提にあります。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づき、この農地の利用集積を行うわけですけども、

この法律は効率的で安定的な農業経営の育成を図るため、経営の改善に取り組む農業者に対して、農地利用集積、経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律のことを言います。この法律の下、我孫子市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想というものを作成しております、その中で新規就農者に対しましても農地の積極的なあっせんということをやっております。営農計画書などについても経営を行っていけると判断をし、利用権設定案を作成いたしましたので、農業委員会さんの決定をお願いするものであります。

次に、会社設立に当たってのその辺の経緯についてお話しさせていただきます。

まず〇〇様という方で、この方 27 歳の若い方なんですけども、もともと実家が東葛飾のほうで農家をやっております、そこをお父様と一緒に手伝っておるということで、あと〇〇さん、あと〇〇さんという 2 名の方がいるんですけども、そちらの方はもともと生鮮物を扱う会社に勤務されておまして、そこで飲食業の付き合いなんかで〇〇さんと知り合いまして、ちょっとそういった農業の話にもなりまして意気投合したということで、3 人で会社を設立してちょっと法人として立ち上げてみないかという話になりまして、このたびめりんだということで会社を設立した次第でございます。

で、農家要件としましてはこの〇〇さんという方が葛飾区のほうでその辺の農業証明書ですか、をいただけますので、そちらについては問題ないということで伺っております。

そもそもこれ何を作るかと言いますと、パクチーといいまして、これセリ科のもので、タイとか東南アジアの料理で使われるような葉物野菜ということをやっております、一応その販路ですとかは都内のタイ料理屋さんとか東南アジア系のレストランで既にもう何十件と確保されているみたいで、もうその辺は決まっているという話を聞いております。

あとは住所のほうなんですけども、一応その〇〇様という、布施の本願寺の近くにお住まいになっている方の農地をお借りしまして、そちらの倉庫があるんですけども、そちらのほうに事務所兼で住所をそちらに移転して我孫子市在住というかたちをとるといってお話を聞いております。

で、先ほどはその〇〇さんほか 2 名の〇〇さんと〇〇さんにつきましては農業経験は全くないということで、この〇〇さんは実家が農家ですので、そちらで培った経験とノウハウを生かして 3 人で行っていくということを聞いております。簡単ですけども、この会社の設立等の経緯とこの 3 人の方の経歴はこちらでご説明したとおりとなります。よろしくお願ひします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

斉藤委員さん。

斉藤隆委員 ちょっとお尋ねしますが。ちょっとこの資料が来て気になったもので、〇〇さんのほうに直接私、聞きに行きました。そして、農業をやっている人は一人で、あとはこれからやるという気持ちで。でも、一生懸命農業やるから大丈夫だというような意見でした。だけれども湖北の例もありますので、農政課が入って指導していますので安心ですが、これからも指導をきちっとしないと同じような結果になると思います。その点はどうかお考えでしょうか。

議長 それでは農政課お答えください。

農政課職員 今後の指導につきましては、私どもの農政課、また農業事務所等、関係機関と合わせて必要な指導を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

斉藤隆委員 それから〇〇さんの意見で言いますと、その借りた土地5年の契約でハウスを建てたいという希望があるというようなことも聞きましたので、それは本当ですか。

議長 はい、どうぞ。

農政課職員 近いうちにハウスを建てて、そちらのほうで栽培したいという話は伺っております。あとこちらで承認いただいた後、早急にハウスのほうは建てたいというお話は伺っております。

斉藤隆委員 それから、農業委員会が認めてくれればということで、何か今、種をタイのほうに購入に行っているそうですけども、そういう話は聞いていませんでしたか。

農政課職員 先々週にタイのほうに行かれて、種はもう買い付けてきたという話を聞いております。

斉藤隆委員 ある程度細かい説明をしてくれないと、私たちはその場所、農地が荒れているので、作ってもらうとこんなにありがたいことないんですよ。もうそれは諸手挙げて賛成ですけれども、ちょっと一生懸命農家をやってくれるような人であればそれに越したことはないけれども、たまたま事例、ちょっとした手違いのこともあったもんですから、その点をしっかりと今日は聞きたかったんです。以上です。

議長 そのほか質問。

染谷委員。

染谷智一郎委員 よろしいですか。じゃあ。この前も農政課さんの紹介で三喜商事さんですか、というような会社の参入があって、大分有望だということで期待もしたんですが、その以降ちょっといろいろ規模を拡大したり、あるいは設立等もしたいというような申請の中で、どうも何か余り推薦できないなということで、今、農業委員会ではその対応をして甚だ苦慮しているというのが実情です。その三喜商事さんについては制度資金、あるいは補助金等の恩恵を受けてあったということなんですけど、今回のこのめりんださんについては、その辺のところはどんな制度資金あるいは優遇的なことが行われておるのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

農政課職員 資金面につきましては一切そういった国の補助、県の補助、市の補助等は使いません。自己資金ですべて賄うということで伺っております。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほどこの資料を見せていただいたんですけども、〇〇さんだけ農業経験があるということなんですけども、この実際計画にある作物を作った経験があるかどうかをお聞きしたいんですけど。

農政課職員 はい、お答えします。作ろうとしているパクチーにつきましては、これを今現在葛飾区のほうで栽培しているかということについては、大変申し訳ありませんが確認されておりません。

渡辺陽一郎委員 おりません？

農政課職員 はい、確認しておりません。

渡辺陽一郎委員 おりません？

農政課職員 はい。

渡辺陽一郎委員 いいですか。パクチー、ディルぐらいしか私は経験ないですけども、

ディルは非常にデリケートな作物で、周年取るとはほぼ不可能に近いです。で、パクチーも保冷庫がないと、夏場の予冷が効かないと、出荷するには非常に厳しい作物です。こうパクチーを保冷庫に入れた場合、保冷庫は私らはちょっと入る気にならないぐらいのにおいになりますので、その辺のところは結局ね、新規就農者がどこまでそれができているかが確認取れないと、やっぱり貸したはいいけどもうやめましたでは困るので、その辺のところをもう1回確認したいんですけど。

議長 今の質問はどうですか。

農政課職員 その点につきましては、私どももこの作物を作った経験もございませんし栽培方法も確認できませんので、関係する県の農業事務所のほうと確認を取って指導していきたいと思います。

議長 渡辺委員、いかがですか。

渡辺陽一郎委員 要するにこれから確認取るということで、ここでじゃあ貸す結論を出せと言われるとちょっと困るかなと思うんだけど、どうなんでしょうね。

農政課職員 栽培方法については県の力を借り、一応支援していくということでお願いしたいと思います。

渡辺陽一郎委員 要するに、それでだから大丈夫だと農政課としては見ているということですか。

農政課職員 はい。そのようにお願いしたいと思います。

(発言あり) 不安だな(笑)。

議長 そのほか質問。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 資料の 11 ページに利用権の設定等を受ける農業生産法人の構成員すべての状況、(D) という格好で、その下に (1) の農業関係者という中に、権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体というのは、先ほどの説明では千葉県と我孫子市ですね。その次に農業協同組合というのは、これは農業協同組合は東葛ふたばなんですか、それともどこなんですか。

農政課職員 こちらにつきましては J A 東葛ふたばになります。

阿曾敏夫委員 それと、投資円滑化法に基づく承認会社とありますけど、投資円滑化法というのはどういう法律なんですか。

農政課職員 大変申し訳ございません。こちらの投資円滑化法につきましては私もちょっと確認しておりませんので、この後ちょっと確認させていただきたいと思います。申し訳ございません。

阿曾敏夫委員 はい。いや、それとね、登記事項の中に、何ページですか。これはあったっけな。ゼロ円とか。履歴事項全部証明書の中に、発行可能株式総数として 2,400 万株と可能な株数はかなり多く書かれておりますが、資本発行済み株式の総数一株と、それと資本金の額金 1 円ということで、この辺の履歴事項を全部証明書で、これをしようとする非常に不健全な会社じゃないかなというふうに思うんだけど、その辺のこの会社の法人の健全性というのはどうなんですか。

農政課職員 こっちの法人につきましては平成 20 年 11 月ですか、に設立をされまして、今後この農業委員会で承認された場合、きちんと農業経営を行っていきながらこちらのほうを増やしていくということになります。

阿曾敏夫委員 結局農業委員会の担保がなきゃ増えない。まあ強化条件という形とか。それではじゃ農業委員会が、実はなぜこういう問題がやかましく皆さんがこう質問するかというと、前に中峠地先で散々な目に遭っているわけなんですよ。そういう前科があるもので、この履歴事項全部証明書という、これを見て健全な会社かそうでない会社かということで我々の判断材料になりますからね、発行可能の株式総数が 2,400 万株でね、発行済みの株数総数が一株、資本金の額が 1 円というのは全くこれ、どういう意味合いでこういうものを出して判断材料に、農業委員会に限って出されたんだか、農政課のほうもひとつその辺の真意はどうなんですか。

農政課職員 こちらにつきましては、まず株式会社設立の要件として最低限のもので設立されたというふうに考えております。

阿曾敏夫委員 最低限と言ってもね、健全か健全でないか、結局中峠の三喜商事ですか、あれで散々やっぱりこの農業委員会でも頭を悩ませて、いまだに解決策というか、いつてない中で、またこういう爆弾抱え込むのもあれですからね、その辺のところを健全な会社であるという。履歴事項全部証明書を見る限りでは何だか非常にこう不健全というかね。その辺担保、何とか証明できるというものはないですか。登記事項の全部証明書が、これが我々取引の場合、証明になるわけですからね。この辺もちゃんと会社として本当に意欲もあるのか。三喜商事の二の舞いをやらないような予防策をやっぱり当農業委員会でも審査基準にしたいと思いますのでね。

農政課職員 委員ご指摘のとおり、市といたしましても当然中峠の三喜商事さんのようなことは二度とないように今後指導していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 そのほか何かございますか。

印南委員。

印南宏委員 ただ今みんな農業委員の先生方からご質問とかがあったんですが、ぜひね、耕作というか、基盤強化促進法に伴って今これだけ耕作放棄地が多い中でやってほしいと思うんですが、成功してほしいんですが、話を聞いているとちょっと不安になってくるんですが。〇〇さんという方は経験があると。で、27歳。で、〇〇さん、〇〇さんって年齢は何歳で。

農政課職員 〇〇さんは39歳です。〇〇さんは43歳です。

印南宏委員 この方お二人も耕作に入るということを聞いているわけでしょ。確認したいんですが。

農政課職員 はい、そうですね。耕作に入るんですが、主に3人で担当を割り振って、〇〇さんはそういった売買、契約ですとか、そちらのほうに回るといふ話を聞いて。

農政課職員 港区六本木のほうが、はい、売買。営業ですね。はい。で、生産が〇〇さ

ん。

農政課職員 はい。

印南宏委員 そして〇〇さんが。

農政課職員 〇〇さんも農業経験全くないもんですから、そういったやっぱりバイヤーのほうの担当になると思います。タイ語が堪能らしいので、そういった料理店等を回ってという話。

印南宏委員 で、サノさんのほうでご説明があった時に、もう既にパクチーが出来上がれば販路は決まっているんだという話をしていましたよね、もう。販売先はもうすべてあるんだって。その確認というのは何か取っているんですか。お言葉ではそうになっているんですけど、それはもう何らかの事実的な根拠ってあるんですか。

農政課職員 根拠等はないんですが、そういったお話を、もう 20 件、30 件と契約は済んでおりますという話は聞いておりますので、今後も拡大していけると。料金もちょっとほかの競争相手の会社よりは安くなるということですので、どんどん広げていきたいと聞いております。

印南宏委員 分かりました。ぜひそういう意味では、ぜひ成功してほしいなあと思うんですが。例の中峠地先の三喜商事さんのようにならないようにですね。ただ、農業委員の先生方の質問を聞いていると、やや経営的に不安を感じるというのは意見としてあります。

以上です。

議長 そのほかございませんか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど確認したんですけども、生産の経験は余りこう確認されていないということなんで、その契約がね、もう何件も結ばれているということは、結局作れなかった場合に違約金が発生するわけですよ。契約ですから。その場合にはこの会社はパンクしちゃいますよ。それ、契約のほうの書面を私たちに提出する必要はないですけども、農政課は確認していて当たり前だと思いますけども、いかがでしょうか。

農政課職員 はい、確認するようにいたします。それと、先ほどパクチーの栽培、経験があるかないかということで、すみません、私、それ確認しなかったんですけども、こちらの実家のほうで、葛飾区のほうで、大規模ではなくて、多少栽培はあったということでした。大変申し訳ありませんでした。

渡辺陽一郎委員 作物見るとね、基本的にパイプハウス程度でできる作物がほとんどなんでいいんですけども、そういう点ではさっきのデリケートな作物を作るんで、その辺のところをやっぴりもうちょっと確認してもらいたいですね。どうもね、先ほどからこう質問が、農政課から返ってくる答えがちょっと、判断するには材料不足なんだよね。もうちょっとしっかりした資料か返事がないと、農業委員会はここでじゃあというふうな結論を出しにくいんですけども。前回の三喜商事の時も市が責任持つて。あの時にはね、確かに市が間に入っていたんですよ。土地を借りる時に間に市が入って、市がまた貸し付けるとい形を取っていたんで、間違いなく市が責任取るんだろうなというのもあったんですけど、これ直接なんで、結局市が、農政課が責任持つと言っても、これは農政課入っていないと思える書類なんでね、その辺のところをちょっと私たちの判断材料がないんですけど、いかがですか。

農政課職員 今回の案件につきましては市のほうで一応確認はいたしましたけど、今、委員の皆様からあったような意見がございましたので、原案を制作した時点で私どもは大丈夫だという判断をしておりますが、さらに確認は今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありますか。

渡邊委員さん。

渡邊光雄委員 せっかくこういう希望のあるような野菜、農業をやるということでございますが、非常に我々の判断に今まで皆さんが言った言葉のとおり、何か、ただ机の上の実学がないような話であって、非常に不安を感じるんですよ。だから、それに対して市が本当に大丈夫だというその裏付け。今までいた三喜商事だっておかしくなっちゃったということで、これは市のほうとしてその裏付けも何もないんですよ。だから、我々としては判断するには非常に厳しい面があるんじゃないかというふうに思うんです。だからその辺どうなんですかね。

農政課職員 先ほど前段でサノが説明したように、市の基盤、経営基盤強化の関係、こちらのほうと照らし合わせて、一応大丈夫だろうという判断をしてこの総会のほうに提案させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡邊光雄委員 いいですか。それでこういった作物が我々も余り作ってないんですよね。一般、この地域の方々も。農業をやっている方々は。ほとんどこういったものは。そりゃあ一部はやっておりますが、この我々としては販路の問題はもちろんのこと、この作物の種類によっても非常に問題が出てくるんじゃないかというふうに思うんですが。市場の問題は保障するというようなことを言っておっても、ただ言葉だけのマジックじゃないかというふうに思って非常に不安を感じるんですよ。だからその辺を農政課が担保を取っていただくということであれば我々も非常に審議の進め方がうまくいくんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

農政課職員 市としてそのようになるように努力いたします。

議長 じゃあ染谷委員。

染谷智一郎委員 資料の 12 ページ、履歴事項の全部の証明書の目的の中で、9項目がこうあるようなんですよね。今、船中八策とかいろいろあるけど、9策があるんだけど、果たしてこの9項目に該当することが、当然これからもこのめりんだ株式会社も大きくなれば、業務拡大でもってこんな9項目に対してもすべてこう行うでしょうけど、目的としては非常に私は1項目、農業だけでも大変なのに、あとのこう2から9までのことが、並べであることが目的だからやむを得ないんだけど、果たして実践できるようなね、こう業務拡大が簡単にできるんだと。こういうこともやるんだと、こういうこともやるんだと挙げてはおりますけれども、うーん、むしろ一度農業に専念してやること自体、本来参入していただくのが農業委員会として非常に歓迎すべきことで、2から9に関してのことなどやもすると農業委員会のほうで余り要望してないといつかね、よその業種さんも当然このくらいのこととか、あるいは振興センターのほうの意見もね、当然このことがもうやってもらえるし相談をしているわけなんですけど、ひとつこの9策ですか、船中八策というようなお題目は見た人もあるというけども、しかしこういう3名で、いわゆる書類だけをこれだけそろえると、目的等があるんだけど、私たち農家の本当に現実にやっている者から見ると、非常にこう机上的な計画があって、申請の目的のためのこう目的のような感じもやもするとあるんですが、その辺のところもご確認いただけたんでしょうか。

農政課職員 株式会社組織ということになっておりますので、当然当初からこのすべての項目ができるということではございませんし、当然メインでやるのは染谷委員おっしゃるとおり一番は農業、こちらから入っていくということです。今後これをすべてやるかどうかということは別といたしまして、あくまでも当局上、一応こういうことだよということで、できる事業についての目的を列記してあるということになりますので、その辺についてはご理解をお願いしたいと思います。

議長 そのほかございませんか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 年間作付け契約で言う、あれがあるわけですがね、1月から12月までこの香菜というんですか、それからディル。それから大根、オオワコインズ、コエンドロ、これは我々も余り見たことないし。それでこれは連作可能なのですか。やはりハウスでやるならその中でこう栽培するわけでしょうから、ハウスで内は非常に連作を嫌う作物が多いんですよ。民間の植物は大体ね、連作は大丈夫だろうと思いますが、こういったこの野菜類は非常に連作を嫌う作物が非常に多いんですがね、その辺の対応は考えてはおるんですか。

農政課職員 従事当初からこのすべてのものを一遍に作るということではないというふうに考えております。作るパイプハウスの大きさ、それによりまして順次この内容について拡大していくということになると思います。

議長 いいですか。

渡邊光雄委員 じゃあいいですか。まあ一番問題になるのはね、連作障害ですよ。作物は自分のものを、野菜は特に、こういった野菜類はね、非常に連作を嫌うんですよ。だから続けてやるということが非常に難しいんですよ。だから、変えて5年後とか10年後にこうやるのであればいいと思うの。続けてこう作るということはね、幾ら場所を変えても借りる面積でやるには非常に難しさがあるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺はいかがですか。

農政課職員 連作障害が発生するという事は、この作物に限らずこの後も出てきますので、その点については連作障害が発生しないような作付け、こちらのほうを県と協議しながら指導していきたいと思っております。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料の9ページの営農計画書なのですが、この議案第2号から7番、8番、9番というような形でこれ、資料ができておりますが、3番の年間収支計画書の中にこれ、メートル法じゃなくて反という言葉を使っていますけど、これは農業委員会の事務局が気がついてアールにすべきか、それとも農政がこういう営農計画書をそのままストレートに出して、農業委員会の我々の資料として提供されたのか、この辺もやっぱり。公務員の法令遵守という基本もありますんで、今はだってこういう反というのは慣例としては。我々も一反歩、一反歩と言うけど、こういう表示の仕方というのはちょっと間違いじゃないかなと思って。注意していただければと思いますけど。

農政課職員 農政のほうも注意したいと思います。阿曾委員がおっしゃるとおり、今アール換算になっておりますので、そちらで記載するように今後気を付けますのでよろしく願いいたします。

議長 そのほか質問、ご意見ございませんか。

齊藤委員。

齊藤隆委員 質問じゃありませんけれども、この計画が成功すると、私たちのところもかなり作ってないと、空いている土地が多いものですので、大変これからも参考になったり手本になったりすると思いますので、農政課にもここでお願いしたいんですけども、指導のほどよろしく願いいたします。これはあくまでお願いですので。

農政課職員 委員ご要望のとおりになるように努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

齊藤隆委員 ああ。それからこの9ページにありますように、3反と北新田のを借りて約6反先ですよね。これ一人でやるというのは本当に、野菜を一人で作るというのは実質的に非常に大変なんですよね。そこら辺のところもよく指導したほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

農政課職員 そのようになるように指導させていただきます。よろしく願いいたしま

す。

議長 そのほかございませんか。なければ私のほうからも一言。

委員さんがいろいろ不安に思っていますので、担当者には申請人ともう少し意思の疎通をしっかりとしていただいて。委員会としては賛成ですので、どうぞ今後もう少し申請人と交流をして、いろんな問題、今日挙がったような問題を聞くなり説明を受けるなりしてやってください。

それではこれで説明を終わりたいと思います。農政課は退席をお願いします。

(農政課職員、退席)

これより採決を行います。議案第2号の整理番号7から9について、決定することに賛成の委員は。

染谷智一郎委員 ちょっと審議するしないで、ちょっと討論したほうがいいんじゃないの。聞いただけだから。みんなの意見がさ、どういう判断をするかどうかというかね。ただ今、説明を聞いただけだから、ちょっと。

議長 説明を聞いて判断できませんか。

染谷智一郎委員 はい？

議長 説明を聞いて判断できませんか。

染谷智一郎委員 いや、そうじゃなくていいけど、皆さんの中で委員会でどう対処したらいいかという討論をしないで突如採決っていうのは何か判断に迷うんじゃないかな。まだ自分たちはいろいろ発言しましたが、発言しない、それから内容についてね、どうめりんだの問題についてはしないで突如採決してよろしいのかな。

議長 じゃあ休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 再開します。

議長 それでは継続にするか、その辺採決したいと思います。

議長 それでは議案第2号の整理番号7から9について、継続することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数と見て、継続に決定いたします。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告1号から7号までと東葛ふたば農協からの要請の報告事項について説明をお願いします。

事務局 それでは報告1号から7号までと東葛ふたば農協からの要請についてご報告いたします。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書7ページの1件、転用目的は一般個人住宅の届出です。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書8ページから10ページの7件になります。転用目的は一般個人住宅が4件、敷地拡張が1件、共同住宅が1件、駐車場が1件の届出になっております。

以上、4条、5条の転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規程第7条の規定に基づき、事務局長先決により全件受理通知書を交付いたしました。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書11ページの1件です。

本件は農地法施行規則第68条第1項の規定による解約通知があったものです。

内容については、平成21年10月1日に農用地の利用集積計画の賃借権を設定しましたが、双方合意の下、平成24年3月30日に解約したものです。

続きまして、報告第4号の「農地法第4条の規定による許可について」は、議案書12ページの1件です。

内容につきましては、千葉県農業会議の審議結果を踏まえ、平成24年4月16日付けで許可書を発行しました。会長先決規定第3条の規定により報告いたします。

続きまして、報告第5号「平成24年度我孫子市農業施策に関する建議書について」は、議案書13ページになります。

回答書の写しは別冊でお送りしてあるものでございます。建議10項目について前向きなご回答をいただいております。今後は事業などの進捗状況を委員の皆様とともに確認していきたいと考えております。

続きまして、報告第6号「平成24年度農業委員選挙人名簿の登録について」は、議案書14ページです。

内容につきましては、我孫子市選挙管理委員会において登録申請書に基づき、平成 24 年度農業委員会委員選挙人名簿の調整を行いました。平成 24 年 3 月 31 日付けで選挙人名簿が確定した報告を受けたことを報告するものです。

続きまして、報告第 7 号「我孫子市農業振興地域整備計画の一部変更（軽微）について」は、議案書 15 ページ、議案資料 15 ページから 16 ページの 2 件です。

高野山新田の内容につきましては、土地収用法第 20 条の規定により事業の認定を受け、高野山桃山公園駐車場として整備するものでございます。次の根戸につきましては、農地法施行規則第 32 条の規定により農業用機械倉庫として利用するもので、2 件とも我孫子市農業振興協議会の同意を受け、公告しましたことについて、農業委員会への報告でございます。

続きまして、この議案検討会にちょっと間に合わなかったんですけども、緊急を要するというので報告させていただきます。

T P P 交渉参加反対に係る管内市長に対する要請について、A 4 版 1 枚であると思います。この両面だったやつですね。両方印刷されています。1 枚。よろしいですか。

内容につきましては、T P P の交渉会合が 5 月に開催される予定を受け、交渉参加阻止運動がヤマ場を迎えることに関し、J A グループ千葉を初め、県内農林漁業団体が構成する T P P 交渉対策千葉県連絡会議が千葉県知事に対して交渉参加反対の要請を行っています。つきましては、我孫子市農業委員会においても東葛ふたば農協と連名により、市長に対して要請くださいますようにというご依頼でございます。

以上でございます。

議長 以上、事務局から報告第 1 号から第 7 号までと東葛ふたば農協からの要請について報告をさせていただきました。ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案の 11 ページ、報告第 3 号の中に解約の通知というかたちで、従前は同時に日付が、仮にこの 11 ページの議案書のように新たな農業者へ貸し付けるためには、平成 24 年 3 月 30 日、他の農地の経営の主とするというようなことの解約のその通知、どう、同じ字で議案にはよく報告されていたんだけど、これ一日ずれているけど、何か理由があつて今度はこういうふう、事後の取り扱い上こういうふうに変ったんですか。今までの報告の中では必ず同じ日に解約通知、まあ一日こうずれているけど、何か取り扱いの変更か何か、そういう指導があつたんですか。

議長 日付が変わったのがどうかということですね。状況はどう。

事務局 阿曾委員、この通知日と後引き渡し時期、この。

阿曾敏夫委員 いつも出ているけど同じ日で。

事務局 はい。通知したい日と日にちが、何か猶予が、明日までですよというかたちになったというふうに聞いております。

事務局 引渡し日なんで、一日ずれるという。処理上、処理上ですね、一応引き渡し日なんで翌日ということの処理になってございます。今まで多分引渡し日じゃなかったんじゃないですかね。

阿曾敏夫委員 同じ日の日付で出ていたからね。今度は初めて一日ずれているけど。

議長 いいですか。そのほか意見はありませんか。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 何度も言ったけどな。T P Pの交渉参加反対に関する要請書というのは、それは議事にも入ってなかったんで、最後に今日1枚ペラとしていただいたんですけども、実際、農家いっぱい米を作っていたりする人から話を聞いていたりしますと、私が今、判断に迷っているのは、そういう人たちはただ単におれたち競争力があるから構わないよと言う人も結構いるんですよ。実際に行政と農協とが農協の作物、野菜や米とかの競争力をつけるためと称して補助金を出していたわけですよ。その補助金がどこに消えたか分かりませんが、結局その競争力がついてない状況でT P Pを交渉すると駄目だというようなことなのかもしれませんけども、それはあんたたちの怠慢だろうと。それに関して私たちが何で署名してあげなきゃいけないのというふうな気持ちがあったもんですから、この中段より下のほうの医療、医薬品、金融、保険、公共事業、権益享受、その他のところは、確かにT P Pに参加すると非常に難しい問題が出てくるのは承知はしておりますけども、農業のことに関するところは今までやってきた農業行政に関するところの策、無策を何かアリバイを与えられる、みたいなかたちになってしまうので、私は今のところまだ判断つかない状況なので、これはちょっと反対の要請書に署名するのは待ってもらいたいと思うんですけど。ほかの農業委員の方はどう考えているか分かりませんが。

議長 そのほかの意見はございますか。

渡辺陽一郎委員 (笑) そう言ってくれて構わない、違うよと言われてればそれはそれで。

(発言あり) もう少しかう話が出た内容があれば。

(発言あり) 出てないんですか。

(発言あり) その辺のところは出たんだけども、もとは出てないんだわ。

(発言あり) やらないで反対の署名っていつてもちょっとできないんで、農業委員の判断で。

渡辺陽一郎委員 それまでの経緯が、おれも組合長をやっていたからさ、余りこう言うのも何だけども、でもやっぱりすこしかう違うんだなあとか今まで何していたのよというのを言いたくなっちゃうんだね。

(発言あり) 結局あれでしょ。個人によってはおれは大事だと言う人もいるんでしょ。

渡辺陽一郎委員 そうそうそう。もう競争力ついているんだから、やってくれよという人も結構いるんだよね。そうすると、日本の国民は高い米を作るの嫌だったらあんたたち運ばなくていいからって、中近東に米出しちゃうからと言う人もいるわけだよ。高い米買ってくれるんだから。日本の米うまいんだからさ。そしたらあんたたち食わなくていいよということになっちゃうわけで。それは競争力がそれだけその人たちはついているわけだから、別にここをTPP関係なく、おれたちやっちゃうよという人たちがいるわけだよ。結局その辺のところは今までそういう人たちをもっともって育てていってれば関係なかったわけで、まあほかのところに関するところはまた違う判断もあると思うんですけどね。その辺のところがちょっと違うかなというのは。ふに落ちないところがいつもあったもんですから。

(発言あり) 農協の組合長さんのほうから、私もある種農業委員会の方に要請してきて、で、本来これ報告事項で分かれているけど。これ議決をしっかりとるわけですね。冷静で例えば渡辺委員は、いや、私はちょっとまだ判断できないよ。じゃ連名に携われれば。

ただ賛成、反対でやって過半数だったら農業委員全員が同じになる。
これ報告事項でいいの。

(発言あり) これ報告事項で今言っているから。

事務局 ご意見を交わしていただいて、役員会でもむのか、またはもう少し。

(発言あり) それ言ってくれなきゃ(笑)。農業委員会連名の要請だから。

(発言あり) 報告事項じゃねえじゃん。

(発言あり) 一人一人こう、今言ったように賛成だの反対だの、そういう。

(発言あり) 前回のあの時には一人ずつ。

議長 じゃ休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。この件については、役員会において協議することにいたします。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

以上をもちまして閉会といたします。